資料１

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

（新）委　員　名　簿

（敬称略）

近　藤　修　司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普　赤　清　幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋　本　政　人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中　村　　明	石川県中小企業団体中央会専務理事
南　　英　明	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
永　井　宏　行	カナカン株式会社物流システム部課長
松　任　宏　幸	津田駒工業株式会社常務取締役
杉　浦　直　人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久　安　常　信	一般社団法人石川県トラック協会長
山　田　秀　一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田　　彰	小前田運輸株式会社取締役会長
中　田　　徹	日本通運株式会社金沢支店支店長
松　竹　泰　男	厚生労働省石川労働局長
板　崎　龍　介	国土交通省北陸信越運輸局長

（オブザーバー）

神　藤　　孝	北陸農政局経営･事業支援部食品企業課課長補佐

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

（旧）委　員　名　簿

（敬称略）

近　藤　修　司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
宮　本　外　紀	石川県商工会議所連合会専務理事
橋　本　政　人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中　村　　明	石川県中小企業団体中央会専務理事
南　　英　明	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
永　井　宏　行	カナカン株式会社物流システム部課長
松　任　宏　幸	津田駒工業株式会社常務取締役
杉　浦　直　人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久　安　常　信	一般社団法人石川県トラック協会長
山　田　秀　一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田　　彰	小前田運輸株式会社取締役会長
中　野　廣　志	日本通運株式会社金沢支店支店長
松　竹　泰　男	厚生労働省石川労働局長
板　崎　龍　介	国土交通省北陸信越運輸局長

（オブザーバー）

神　藤　　孝	北陸農政局経営･事業支援部食品企業課課長補佐

新たな方策について【トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議委員会】

資料２

- 平成２９年７月に実施した荷待ち時間実態調査において、３０分以上の荷待ち時間が生じた件数が多い品目（加工食品、建設資材、紙・パルプ）について懇談会を立ち上げて、課題整理や改善策について検討。
- 平成３０年１１月に実施した荷待ち時間の実態調査では、すでに懇談会を立ち上げている加工食品、建設資材、紙・パルプの各品目については、依然として３０分以上の荷待ち時間が生じた件数が多いことから、引き続き課題解決のための方策について検討・検証を実施。
- また、上記の調査において、荷待ち時間が生じた件数が多かった「生鮮食品」及び「飲料、酒」について、次年度以降の「新たな方策」として懇談会を立ち上げ、課題整理や改善策の検討を実施。

30分以上の荷待ち時間が生じた件数（輸送品目別）

は、既に懇談会を設置している品目

は、今後懇談会設置を検討する品目

平成２９年７月調査

N=3,892（件数）

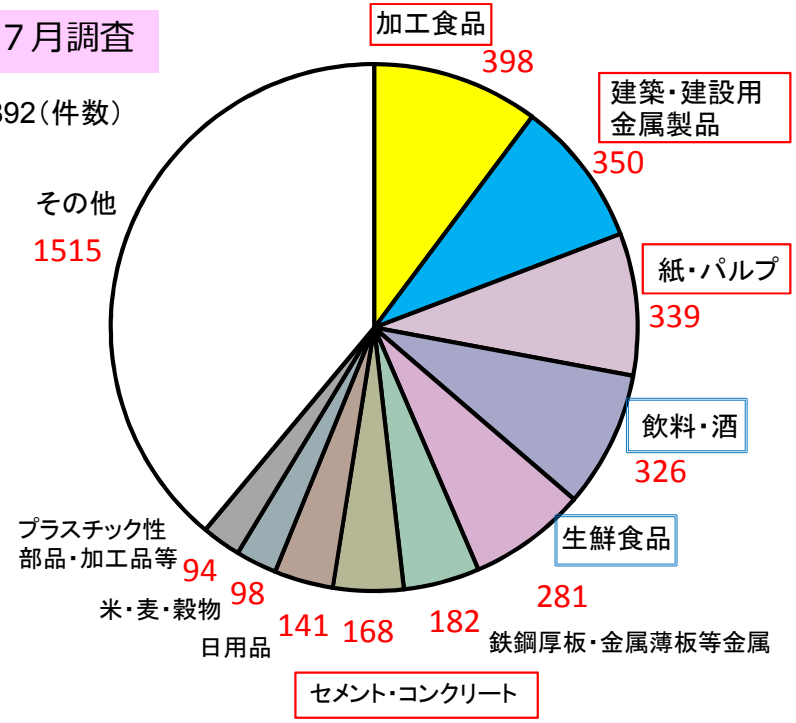

平成３０年１１月調査

N=4,387（件数）

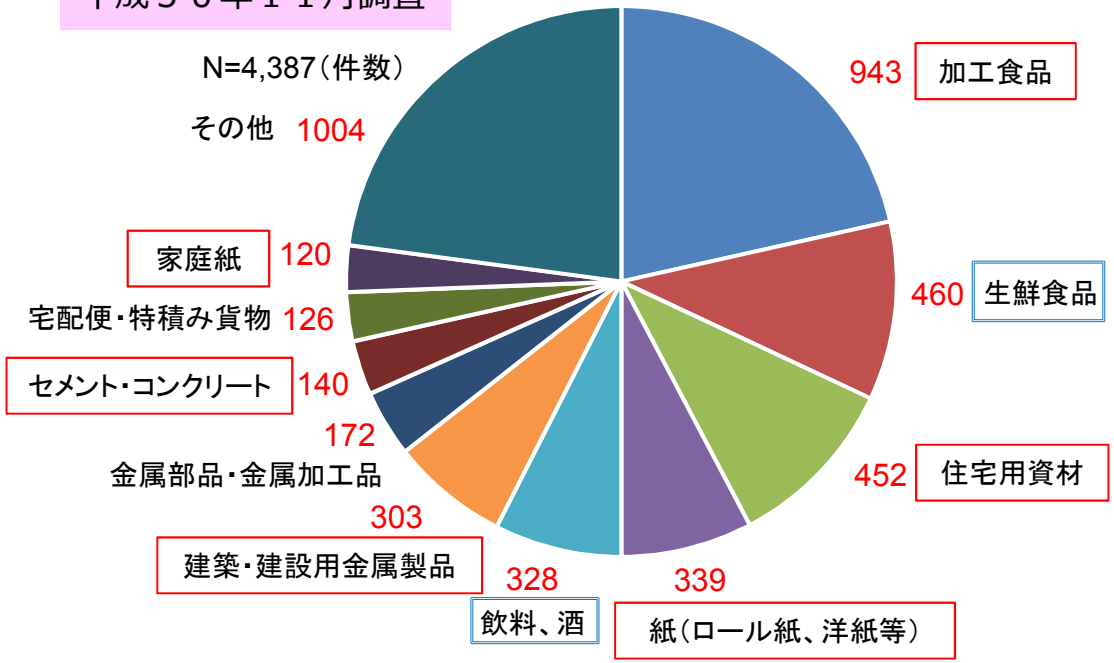

今年度の検討事項（加工食品）

国土交通省

昨年度に設置した「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会（以下、「加工食品懇談会」という）」では、加工食品物流の問題点・課題として様々な意見が提示され議論を行ってきた。

平成３１年３月に開催した前回懇談会においては、特に以下の４つの施策について、「ホワイト物流」推進運動なども活用しながら関係者による取組の促進を図ることとしつつ、コード類の標準化やガイドラインの整備等も含めて、引き続き検討を行うと整理。

- 受発注条件の見直し（リードタイムの延長、事前出荷情報の提供、波動の平準化、需給調整在庫の確保）
- 荷待時間の削減　（先着順から予約制への変更、時間指定の柔軟化）
- 荷役時間の削減　（バラ積み貨物のパレット化、パレットサイズの統一、外装段ボールサイズの見直し）
- 検品時間の削減　（３分の１ルールの見直し徹底、年月日表記から年月表記への変更、事前出荷情報の提供とＱＲコード等への情報の組み込み、統一伝票や段ボールなどへの表記の標準化）

今年度の検討の進め方について（加工食品）

国土交通省

1．本年度のアウトプットのイメージ(案)

①　関係者による取組を推奨する項目のリスト等から構成される「加工食品物流における「ホワイト物流」推進ガイドライン」（仮称）及び取組の検討に役立つ情報をまとめた参考資料集を作成する。

→「ホワイト物流」推進運動ポータルサイトで公開。

→ 加工食品の製造、卸売、小売、物流等の関係者に対し、取組の検討と「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言への反映を要請する。

→本ガイドラインを活用し、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の対応を含め、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請する。

②　今後、標準化を進めていくことが期待される事項について取りまとめる。
→　令和２年度以降、関係団体等に対し、標準化やその検討を働き掛けていく。

2．他の検討会等との役割分担

「持続可能な加工食品物流検討会」等の他の検討の枠組みで議論されている取組については、その検討成果を活用することなどにより、本懇談会との重複を避けることとする。

今年度の懇談会（建設資材）の進め方

国土交通省

1．今年度のアウトプットのイメージ

●ドライバー不足が深刻化する中、国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、懇談会での議論や実証実験等の結果を踏まえ、建設資材分野のサプライチェーン全体での物流改善に向けた取組を促進していくため、取組メニュー例、検討にあたっての手順・留意事項、参考となる取組事例等をまとめた**『建設資材分野における「ホワイト物流」推進ガイドライン』**（仮称）を作成。

➡・本ガイドラインについては、「ホワイト物流」推進運動とも連動して、建設資材の製造、加工、商社・卸売（小売）、物流、施工事業者等のサプライチェーンの関係者に広く周知。

・本ガイドラインを活用して、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の対応を含め、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請。

2．検討の進め方

●第1回懇談会（令和元年7月8日）

- これまでの議論等を踏まえた現状・課題の整理
- 今年度の進め方について

●第2回懇談会（令和元年秋ごろ）

- 実証実験等の実施状況の報告・共有

●第3回懇談会（令和2年2月ごろ）

- 実証実験等の結果の報告
- ガイドライン（案）の提示

ガイドラインの策定

反映

令和元年7月～

課題の内容に応じて、以下を実施

実証実験

課題解決に資すると考えられる取組みを試行的に実施し、効果等を検証する

実態調査

課題の発生箇所・発生件数等の実態を調査し、課題の「見える化」を図る

ヒアリング・アンケート

先進的な取組みを行っている事業者等からのヒアリングや、消費者等に対するモニター調査等を行い、取組みに当たってのポイントや課題等を把握する

今年度の懇談会（紙・パルプ）の進め方

国土交通省

1．今年度のアウトプットのイメージ

● ドライバー不足が深刻化する中、国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、懇談会での議論や実証実験等の結果を踏まえ、紙・パルプ分野のサプライチェーン全体での物流改善に向けた取組を促進していくため、取組メニュー例、検討にあたっての手順・留意事項、参考となる取組事例等をまとめた**『紙・パルプ分野における「ホワイト物流」推進ガイドライン』**（仮称）を作成。

➡ ・本ガイドラインについては、「ホワイト物流」推進運動とも連動して、紙・パルプの製造、卸売、小売、物流等のサプライチェーンの関係者に広く周知。

・本ガイドラインを活用して、来年に迫る東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中の対応を含め、荷主と運送事業者の協力による物流効率化のための取組の検討・実施を要請。

2．検討の進め方

●第1回懇談会（令和元年6月25日）

- これまでの議論等を踏まえた現状・課題の整理
- 今年度の進め方について

●第2回懇談会（令和元年秋ごろ）

- 実証実験等の実施状況の報告・共有

●第3回懇談会（令和2年2月ごろ）

- 実証実験等の結果の報告
- ガイドライン（案）の提示

ガイドラインの策定

反映

令和元年7月～

課題の内容に応じて、以下を実施

実証実験

課題解決に資すると考えられる取組みを試行的に実施し、効果等を検証する

実態調査

課題の発生箇所・発生件数等の実態を調査し、課題の「見える化」を図る

ヒアリング・アンケート

先進的な取組みを行っている事業者等からのヒアリングや、消費者等に対するモニター調査等を行い、取組みに当たってのポイントや課題等を把握する

トラック事業における働き方改革の推進

国土交通省

※ 令和2年度概算要求：200百万円（155百万円）

- トラック運送事業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な課題。
- このため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等に資する事業を実施し、働き方改革による労働条件改善を推進する。

＜事業概要＞

- トラック輸送における物流の生産性向上やトラックドライバーの長時間労働の改善のためには、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題把握や改善策の検証が不可欠。

①荷待ち件数が特に多い分野で設置した輸送品目別懇談会（加工食品、建設資材、紙・パルプ）において得られた改善策や好事例を全国に展開するとともに、必要に応じて引き続き、課題解決のための検討・検証を実施。

②メーカー（製）、中間流通・卸（配）、小売（販）のサプライチェーン全体での生産性向上が求められるその他の輸送品目についても、課題把握や改善策の検討・検証を実施。

③地方においても協議会等を活用し、各地方の実態を踏まえた改善策を検討・検証するとともに、改善策や好事例の普及・浸透を図る。

①輸送品目別の取組の強化

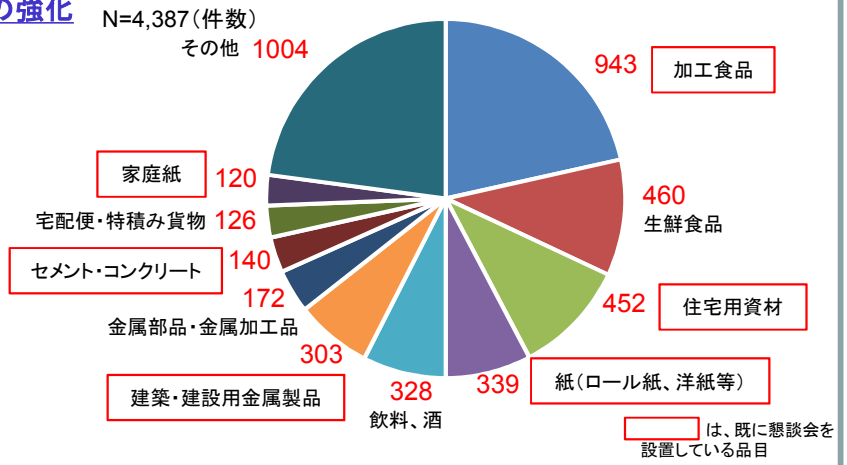

30分以上の荷待ち時間が生じた件数（輸送品目別）

②「ホワイト物流」推進運動の展開

＜事業概要＞

- 深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主、物流事業者等関係者が連携して強力に推進。

（具体的な取組内容）

- 荷主・物流事業者の取組事例の集約及びセミナー等による展開
- 荷主等に対する「「ホワイト物流」推進運動」の参加に向けた呼びかけ
- ポータルサイトの運営　等

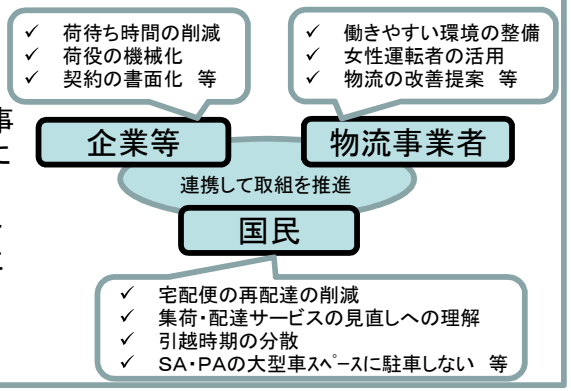

③長時間労働の是正に向けた調査事業

＜事業概要＞

- トラック運送事業の実態調査（荷待ち・荷役・労働時間など）
  - ドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにするためには、長時間の荷待ち等を発生させないことが重要。
  - デジタルタコグラフの荷待ち記録のプローブデータを用いて荷待ちが多く発生している地域を推定
  - 令和元年6月から乗務記録への記載が義務付けられた荷役作業時間等の状況を把握するための調査を実施

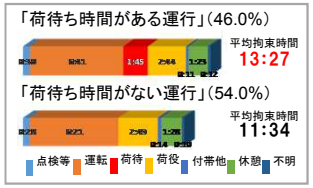

1運行あたりの荷待ち時間の分布

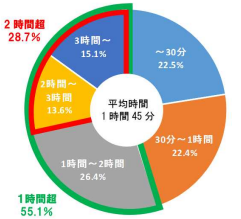

- 生産性向上に向けたIT機器に関する調査事業

「ホワイト物流」推進運動について
（ご賛同のお願い）

令和２年２月

「ホワイト物流」推進運動事務局

「ホワイト物流」推進運動とは

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、
国民生活・産業活動に必要な物流を安定的に確保
するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、

① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化

② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、
より「ホワイト」な労働環境の実現

に取り組む運動です。

※トラック運転者に時間外労働の上限規制が導入されるまでの間（2024年3月末まで）、実施される予定です。

「ホワイト物流」推進会議とは

有識者、荷主・物流事業者の関係団体、労働組合から構成される「ホワイト物流」推進会議が設置され、「ホワイト物流」推進運動を展開しています。

「ホワイト物流」推進会議

（有識者）
- 野尻　俊明　流通経済大学学長（座長）
- 齋藤　　実　神奈川大学経済学部教授
- 高岡　美佳　立教大学経営学部教授

（関係団体）
- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国農業協同組合中央会
- 日本農業法人協会
- 日本ロジスティクスシステム協会
- 全日本トラック協会
- 日本物流団体連合会

（労働組合）
- 交運労協
- 運輸労連
- 交通労連

（事務局）
- 国土交通省（主管）
- 農林水産省
- 経済産業省
- 全日本トラック協会

期待する取組

企業

- 物流の改善に向け、「自主行動宣言」を提出・実施

※「賛同企業名」「取組内容」は公表
※物流事業者も対象

国民

- サービスの見直し等への理解と協力

※政府広報等を通じ、呼び掛け

物流事業者

- 物流の改善提案の実施
- 運転者の労働条件・労働環境の改善に取り組む

「ホワイト物流」推進運動への参加の流れ

① 「ホワイト物流」推進運動の趣旨と、「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。

② これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目がないか、「推奨項目リスト」を参考に、検討をお願いします。

※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目の公表は任意となりますので、非公表とする場合、自主行動宣言の提出時に明記下さい。
※公表・非公表の取扱い、推奨項目の見直し・追加等は随時変更可能です。

③ 「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトから様式をダウンロードの上、自主行動宣言を作成し、電子メールで事務局に提出して下さい。

※賛同企業名や自主行動宣言の記載内容（上記②で非公表を選択された部分を除く）は、運動のポータルサイト等で公表させて頂きます。
※自主行動宣言の提出後は、各企業等は、自社のプレスリリース、HP等で随時公表して頂くことが可能です。

企業に呼び掛ける事項（自主行動宣言の記載事項）

必須項目

（取組方針）
・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

（法令遵守への配慮）
・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

（契約内容の明確化・遵守）
・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

推奨項目

※推奨項目リストを運動のポータルサイトで公表

A. 運送内容の見直し

- 物流の改善提案と協力
- 予約受付システムの導入
- パレット等の活用
- 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- 集荷先や配送先の集約
- 運転以外の作業部分の分離
- リードタイムの延長
- 納品日の集約
- 検品水準の適正化　　等

B. 運送契約の方法

- 運送契約の書面化の推進
- 運賃と料金の別建て契約
- 燃料サーチャージの導入
- 下請取引の適正化

C. 運送契約の相手方の選定

- 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D. 安全の確保

- 荷役作業時の安全対策
- 異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- 宅配便の再配達の削減への協力
- 引越時期の分散への協力
- 物流を考慮した建築物の設計・運用

F. 独自の取組

- 独自の取組

自主行動宣言様式

◆ 自主行動宣言の様式や推奨項目リストは「ホワイト物流」推進運動のポータルサイトに掲載されています。

URL https://white-logistics-movement.jp

全社公表

賛同企業情報

賛同宣言

必須項目

公表は任意

推奨項目

代表者の役職・氏名

「ホワイト物流」推進運動
持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
			○○都	製造業	

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します

（取組方針）
・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（法令遵守への配慮）
・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、・・・・・・・・・・・・・・・
（契約内容の明確化・遵守）
・運送及び荷役・検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1				
2				
3				
：				

推奨項目に付す分類番号を記入します

推奨項目リストにある取組項目を記入します

推奨項目リストからの選定事項について、取り組もうとする具体的な内容を記載します。

推奨項目を非公表とする場合は、その旨を自主行動宣言を提出する際の電子メールの本文にご記載下さい。

PR欄	

希望される企業等は、この欄で自社PRが可能です。

自主行動宣言をご検討頂く場合の留意点

- 自主行動宣言の提出・変更は随時可能です。
- まずは合意可能な取組から宣言し、その後、取組を充実させる等、段階的に取組を深度化していただいて構いません。
- 推奨項目については、まずは一部の拠点で実施する場合、試験的に取り組む場合、実施する方向で検討を進める場合等であってもご記載頂けます。
- 推奨項目リストに記載のない取組も、自主行動宣言の対象に加えて頂けます。
- ご提出頂いた自主行動宣言はポータルサイトにて随時公表させて頂きます。

上場会社等への協力要請文書の「直接」送付①

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３１年４月４日
自動車局貨物課

「ホワイト物流」推進運動の賛同企業名を公表へ

～ 「運び方改革」に向け、上場会社全社等に協力を要請 ～

国土交通省・経済産業省・農林水産省は、証券取引所の上場会社及び各都道府県の主要企業の合計約 6,300 社の代表者に対し、別添のとおり「ホワイト物流」推進運動への参加を要請する文書を「直接」送付しましたので、お知らせします。
今後、賛同いただいた企業名を公表していきます。

近年、トラック運転者不足が深刻化する中で、「宅配危機」、「引越難民」等と呼ばれる問題が生じています。今後、中高年齢層の運転者が定年等で大量に離職すること等を踏まえると、

※他の企業・組合の皆様にも、関係団体を通じ、運動への参加を呼び掛けて参ります。

上場会社等への協力要請文書の「直接」送付②

送付先

社会的な影響力が大きく、企業の社会的責任（CSR）の観点からも、業界内や地域内で先導的な役割を果たして頂くことが期待されるとともに、一般的に、関連する物流量や従業員も多い企業の代表者に送付

代表者に送付した理由

企業の代表者宛てに直接要請・公表することにより、

- 事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保が経営上のリスク及び課題として認識され、
- 得意先との取引条件の見直し、営業・物流等の部門間調整等、担当者レベルでは対応が困難な社内外との調整が、トップマネジメントにより、「迅速」かつ「大胆」に進むことを期待。

「ホワイト物流」推進運動の期待効果

- 日本の物流には、いまだに様々な「ムリ、ムダ、ムラ」が存在しています。
- この運動を通じ、荷主企業・物流事業者が相互に連携して物流の改善を進めることによって、自社も含めた、サプライチェーン全体の生産性が向上することが期待されます。

【参考】運動参加の期待効果（例）

- ◆ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる**生産性の向上**
- ◆ 物流の効率化による**二酸化炭素排出量の削減**
- ◆ 事業活動に必要な**物流を安定的に確保**
- ◆ **企業の社会的責任**の遂行　　等

「ホワイト物流」推進運動の主な取組状況

ポータルサイトの開設（４月～）

- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知
- 自主行動宣言の受付、賛同企業の公表
- 今後、動画の掲載等、内容の充実を図る予定

説明会・講演会・セミナー（４月～）

アジア・シームレス物流
フォーラム2019東京
パネルディスカッション
「ホワイト物流」

- 全都道府県での説明会、日本商工会議所等の団体での説明会・講演会等を実施
- 全国10カ所で、事業者の取組事例を紹介するセミナーを開催

政府広報（随時）

「徳光＆木佐の知りたいニッポン！」
（BS・TBS）
６月２日・９日
放送

- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知

自主行動宣言

- 平成31年3月末、上場会社等（約6，300社）に参加要請文を送付

↓

- <u>4月以降、744社の企業が自主行動宣言を提出（令和元年12月末現在）</u>

国民に呼び掛ける事項（政府広報等を展開）

（物流への理解と協力）

◆ 皆さんに食料品や日用品などを届けるため、トラック運転者は日夜、頑張って貨物を運んでいます。普段はあまり意識されていませんが、物流が私たちの生活を支えています。

◆ 現在、運転者不足が深刻化しています。運転者が働きやすい環境の整備や物流の効率化に皆様のご理解・ご協力をお願いします。

（宅配便）

◆ 商品を配達するためには費用と人手が必要です。運転者不足に対応しつつ、宅配サービスを維持するため、以下の取組にご協力をお願いします。

➢ できるだけ1回で受け取りましょう。

➢ このため、宅配ボックスや営業所、コンビニ等での受取も活用しましょう。

➢ 送るときは、自分や相手が受け取りやすい日時・場所を指定しましょう。

➢ 通信販売を利用する際には、できるだけまとめ買いしましょう。

➢ サービス内容の見直し（例.日曜日の集荷・配達の取りやめ 等）へのご理解・ご協力をお願いします。

（出典）環境省「COOL CHOICE」HP

（引越し）

◆ 混雑時期を避けましょう。

◆ 早めに依頼しましょう。

（駐車）

◆ トラック運転者の休憩と安全運転のため、SA・PA、道の駅、コンビニなどの大型車駐車スペースへのマイカーの駐車はお控え下さい。

（応援）

◆ より良い物流の実現のために努力している企業を応援してみませんか？

トラック事業者：「ホワイト経営マーク」（仮称）（労働条件・労働環境）、Gマーク認定事業者（交通安全）、荷主企業：「『ホワイト物流』推進運動」賛同企業

「ホワイト物流」推進運動へのご協力をお願いします

国民生活や産業活動に必要な物流を
安定的に確保するため、
荷主企業と物流事業者が相互に協力し
て物流を改善していきましょう！

「ホワイト物流」推進運動への
ご協力をお願い申し上げます。

基政発 0809 第１号
基監発 0809 第１号
国自貨第４２号
令和元年８月９日

都道府県労働局労働基準部監督課長　殿
各運輸局自動車交通部長等　殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監　督　課　長
国土交通省自動車局貨　物　課　長
（公印省略）

令和元年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について

平成 27 年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（各都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）では、平成 28 年度から平成 29 年度までの２か年にわたりパイロット事業（実証実験）を実施し、荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、これにより得られた成果を活用して「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定した。また、平成 30 年度には、「コンサルティング事業」を実施し、パイロット事業の結果等から新たに把握された課題の改善や、これまでの取組のさらなる深掘りに取り組んだ。

一方で、本省レベルでは、平成 30 年度から、荷待ち時間が特に長い輸送分野（加工食品、建設資材、紙・パルプ。以下「対象輸送分野」という。）について、それぞれの分野ごとにサプライチェーン全体における効率化及びトラックドライバーの労働時間の改善を図るため、関係荷主、トラック運送事業者、学識経験者等から構成される懇談会を開催している。各懇談会では、平成 30 年度は主に課題の洗い出しや解決の方向性のイメージの共有等を行ったところ（※）であり、今年度は、平成 30 年度の各懇談会での議論を踏まえて具体的な解決方策を見出していくこととしている。

※　対象輸送分野の懇談会における検討事項

加工食品	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000036.html
建設資材	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000042.html
紙・パルプ	
（洋紙･板紙部門）	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000038.html
（家庭紙部門）	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000039.html

対象輸送分野において本省レベルで洗い出した課題の発生箇所やその解決のための施策等については、各地方レベルにおいても各地方の実情を踏まえながら普及・展開していくことが重要である。

ついては、今年度の地方協議会の重点実施事項として、対象輸送分野における課題の整理や改善策の検討等を進めるとともに、実態のさらなる把握・分析のための調査や、課題解決に資する試験的な取組を「アドバンス事業」として実施することとするので、了知の上、必要な検討・対応を進められたい。

また、そのほかに地方協議会で実施することが望ましいと考える事項として、長時間労働改善に向けて関係省庁と連携した取組についても併せて通知するので、必要な対応をされたい。

記

1　対象輸送分野ごとの懇談会での検討内容の展開について

(1)　本省レベルで開催している対象輸送分野ごとの懇談会における検討内容（以下「本省懇談会検討内容」という。）について、各地方協議会において周知を図るとともに、各地方（各都道府県）における課題の整理、課題に対する改善策の活用等について検討すること。

なお、運輸局単位で複数の協議会を合同開催して検討することや、協議会とは別に懇談会等を設置して検討すること等も可能とする。

(2)　各地方協議会事務局（運輸支局、都道府県労働局及び都道府県トラック協会をいう。以下同じ。）は、(1)の課題の整理及び課題に対する改善策の活用等の検討に当たって、対象輸送分野の中から一つ以上検討するテーマを選定することとし、管轄する地方運輸局に報告すること。

各地方運輸局貨物課は本通達の発出日から３週間以内に各地方協議会で検討するテーマを取りまとめた上で、自動車局貨物課まで報告すること。

ただし、下記のアドバンス事業の実施を希望する地方協議会においては、選定するテーマはアドバンス事業の内容と関連するものとするよう留意すること。

なお、複数の協議会を合同開催する場合や懇談会を設置する場合は、合同開催する協議会や懇談会の事務局にてテーマを選定することとする。

(3)　各地方協議会（複数の協議会を合同開催する場合や懇談会を設置する場合は、合同開催する協議会や懇談会）においては、下記のアドバンス事業を実施するかどうかにかかわらず、(1)の取組を行うこと。

このうち、本省懇談会検討内容の周知に当たっては、(2)で選定したテーマに限らず、全ての対象輸送分野における本省懇談会検討内容について、地方協議会の構成員への周知を行うほか、荷主や運送事業者の業界団体等に対して当該団体の会員企業への周知を依頼すること。

また、(2)で選定したテーマに係る課題の整理及び課題に対する改善策の活用等の検討に当たっては、選定したテーマの本省懇談会検討内容だけでなく、選定しなかったテーマの本省懇談会検討内容も参考として検討を行うこと。

2　アドバンス事業の事業内容等について

(1)　アドバンス事業は、全国で 10 事業程度の実施を想定しており、対象輸送分野におけるサプライチェーンに関係する発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者等、当該事業の実施に必要な関係者で構成する集団を対象として選定し、外部委託によるコンサルティングを受けながら実施する。

なお、集団の選定に当たっては、特に、着荷主について、可能な限り対象集団に参画させるものとする。

(2)　対象集団を構成する事業者及びコンサルティング業務を受託する事業者（以下「受託業者」という。）は連携を密にして、問題点の把握や改善方法の検討・提案等を行うものとし、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の費用対効果の見込みについても提示することで、荷主と運送事業者との費用負担面の協働や労務負担の適正化等を促すものとする。

(3)　いずれかの対象輸送分野における事業の実施を基本とするが、その他の分野における事業を実施することも可能とする。その場合は事前に自動車局貨物課に相談すること。

(4)　アドバンス事業は、国土交通省の予算により実施する。

3　アドバンス事業の対象集団の選定について

(1)　アドバンス事業の実施を希望する地方協議会事務局は、アドバンス事業の実施規模（全国で 10 事業程度の実施を想定）を踏まえつつ、アドバンス事業の実施を希望する集団、実施地域、実施内容、実施希望時期、実施に必要となる費用の概算額を９月５日（木）までに把握し、管轄する地方運輸局に報告するものとする。当該報告を受けた地方運輸局は、９月９日（月）までに自動車局貨物課に報告するものとする。

なお、実施希望集団を把握する際には、取組内容について、たとえば、下記①～③の要件を考慮することが考えられる。

①　これまでの調査等が行われていない又は調査は行われているがさらなる深掘りが必要であると考えられるサプライチェーンにおける課題の洗い出し（発生箇所やその内容、発生頻度等）と詳細かつ定量的な分析を行うもの

②　対象集団において現在取り組まれている又は今後取り組んでいきたいと考えている先進的な取組で、アドバンス事業として取り上げることで当該取組を広げていくことが、対象輸送分野の課題解決に資すると期待されるもの

③　その他、地方協議会の個別の事情に応じ、アドバンス事業を実施することが適切であると考えられるもの

(2)　全国の地方運輸局からの報告を受けた自動車局貨物課は、９月 12 日（木）までに地方運輸局に対して(3)の手順に移行することの可否について回答するもの

とする。なお、予算や対象輸送分野間の事業の偏り等を考慮した上で、所要の調整を依頼する場合がある。

(3)　(2)を受けた地方運輸局からの連絡を受け、アドバンス事業の実施を希望する地方協議会事務局は、これまでの取組（パイロット事業、コンサルティング事業、地方協議会での議論等）や平成 30 年度の対象輸送分野ごとの懇談会での議論を踏まえて取組内容を精査し、その上で、アドバンス事業として実施することに適した取組を実施しようとする者を対象集団として、地方協議会に諮った上で、9月 26 日（木）までに決定すること。

なお、アドバンス事業の取組内容は、地方協議会で共有し、公表する予定であることについて、参画する各事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、事業者名については匿名でも差し支えない。

(4)　各地方運輸局は、管轄するブロック内の地方協議会の決定をとりまとめ、9月 30 日（月）までに自動車局貨物課まで報告すること。

4　アドバンス事業と地方協議会の関係について

アドバンス事業を実施する地方協議会は、対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて各事業者の積極的な取組が行われるよう必要な助言等を行うこと。

また、受託業者と地方協議会事務局の連絡窓口は、運輸支局とする。

受託業者との契約は令和元年度の単年度を予定していることから、地方協議会においては、令和元年度末までに改善の効果を測定できるよう事業の進捗状況にも留意すること。

5　トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

今年度から、トラック運送事業者に対する改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や理解の促進に向け、労働時間等説明会を労働基準監督署において開催することとしており、説明会の内容や進め方等について、地方協議会の場を活用して必要な意見交換を行うこと。なお、意見交換については都道府県労働局が主体となって行うこととする。

6　「ホワイト物流」推進運動について

「ホワイト物流」推進運動については、国土交通省・経済産業省・農林水産省連名での上場企業等の代表者あて要請文書の発出（本年３月下旬）や、各地方運輸局等による各都道府県における地方説明会の実施等により、これまで様々な企業から賛同いただいているところであるが、本運動をさらに推進し、より多くの企業に本運動へ参画いただけるよう、地方協議会の場においても、積極的な周知及び参画の呼びかけを行うこと。また、国土交通省が「『ホワイト物流』推進運動ポータルサイト」（https://white-logistics-movement.jp/）を開設していることについて引き続き周知を行うこと。

7　荷主及びトラック運送事業者を対象とした周知セミナーについて

今年度、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において、委託事業として「令和元年度トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」を実施しており、当該事業の中で、荷主及びトラック運送事業者を対象として、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等の周知セミナーを全50回（47都道府県で各1回以上）開催することとしている。

当該事業に関して都道府県労働局及び各地方運輸局が実施する事項については、厚生労働省本省及び国土交通省本省からそれぞれ指示するところによるが、地方協議会の場においても周知セミナーについて積極的な周知及び参加の呼びかけを行うこと。

また、各都道府県における周知セミナーの冒頭において地方協議会の委員からの挨拶を行うことを予定しており（荷主団体又は荷主企業の委員による挨拶、トラック運送事業者団体又はトラック運送事業者の委員による挨拶）、委員に対して都道府県労働局から挨拶を依頼する予定となっている。各地方協議会において、荷主団体又は荷主企業の委員、トラック運送事業者団体又はトラック運送事業者の委員を複数名選任している場合は、挨拶を依頼する委員について、地方協議会事務局で調整を行うこと。

8　その他の取組について

これまでも地方協議会を通じて普及・定着を図ってきた「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」のほか、平成30年12月に公布された貨物自動車運送事業法の改正内容（本年7月1日から一部施行）や、本年5月に公布された貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正内容（本年6月15日から施行）、適正運賃・料金収受のための標準貨物自動車運送約款の改正内容（平成29年11月4日から施行）等について、荷主等に対する更なる周知を図ること。

9　地方協議会の体制について

地方協議会においては次年度以降も引き続き長時間労働の改善等に取り組むことを予定しているが、輸送品目ごとの課題解決に向けた実効性のある検討を進めるため、現在参加していない関係省庁の地方支分部局や業界団体等の関係者に広く地方協議会への参加を打診するなど、必要な体制の確保について検討すること。

石川県協議会の取り組み状況

資料３

○ トラック事業者向け「トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」

- 令和元年１１月２９日（金沢市）　事業者：１０３社　１１６名
- 　　１２月１１日（七尾市）　事業者：　２５社　　２８名
- 　　１２月１３日（小松市）　事業者：　４４社　　４４名

○「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」

- 令和元年１２月１８日（金沢市）　荷　主：４７社　５７名　　事業者３１社　３４名

『荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー』の様子

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた要請行動（令和元年8月）

国土交通省

要請日時：　令和元年８月２８日（水）、３０日（金）

要請主体：　トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
（厚生労働省石川労働局・国土交通省石川運輸支局・一般社団法人石川県トラック協会）

要 請 先 ：
- 一般社団法人石川県経営者協会（金沢市尾山町）
- 石川県商工会連合会（金沢市鞍月）
- 石川県商工会議所連合会（金沢市尾山町）
- 石川県中小企業団体中央会（金沢市鞍月）

目　　的：　トラック運送事業においては運転者不足が深刻化しており、我が国の国民生活・経済活動を支える物流機能を滞らせないためには、トラック運転者の長時間労働を前提とした働き方を改め、コンプライアンスを確保できる環境整備が求められているところ。そのため、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や運転者が荷主との契約に定めのない荷役作業を強いられるといった状況を生じさせないことが重要であり、荷主の理解及び協力が必要不可欠となっている。この状況を踏まえ、「貨物自動車運送事業法」が改正され、本年７月からは①荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務規定の新設、②荷主への勧告制度の拡充、③トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等が可能となった。また、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」改正により、本年６月から、トラック運送事業者は中型（総重量８トン以上又は最大積載荷重５トン）以上のトラック乗務について、乗務記録に、従来から義務付けであった荷主都合による荷待ち時間に加え、新たに荷役作業や貨物の荷造り・仕分けなど附帯業務に内容・時間等を記載することが義務付けられた。ついては、物流機能の維持及びトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向け、経済団体等に対して、今般の一連の制度改正趣旨の周知に努めるもの。

今回の要請行動においては、パンフレット等を通じて、関係する荷主団体の会員に対する周知を依頼。
（「荷待ち時間等の記録義務付け」「荷役作業・附帯業務の記録義務付け」「改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉」以上、１組３種類のパンフレット配布）

県経営者協会の横木専務理事に要請文を渡す県地方協議会の3氏

県経営者協らに要請文

トラック輸送の労働改善で

県地方協

荷主へ協力求め

北陸信越運輸局石川運輸支局、石川労働局、石川県トラック協会で構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」は29日、県商工会議所連合会と県経営者協会を訪れ、トラック運転手の長時間労働の是正とトラック運送業の適正な取引推進を要請した。

要請を行ったのは、石川運輸支局の木村幸典首席運輸企画専門官、石川労働局の鷹中康博監督課長、県トラック協会の天田敏勝事務局長で、県経営者協会では横木政人専務理事に対し、協議会から要請文と法令周知リーフレットを手渡し、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や運転手が荷主との契約にない荷役作業を強いられることがないよう、協力を求めた。

鷹中課長は「トラック運送業界は人手不足が深刻な業種で長時間労働が常態、物流機能を維持するため、協力をお願いしたい」と述べ、横木専務理事は「当協会は県内の大部分の企業が会員。9月には会員懇談会も予定されており、今回の要請内容を説明し、導守していきたい」と述べた。

今年7月に施行された貨物自動車運送事業法では、荷主の配慮義務が新設され、荷主への勧告制度が拡充し、違反行為をしている疑いのある荷主に対し、国交大臣による働きかけを行うなどとされている。

同協議会では30日、県商工会連合会、県中小企業団体中央会にも同様の要請を行うことにしている。

令和元年８月２９日
「日刊建設工業新聞」

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた要請行動

国土交通省

令和元年8月28日

一般社団法人石川県経営者協会　会長　殿

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
石川県地方協議会事務局
（国土交通省石川運輸支局
厚生労働省石川労働局
一般社団法人石川県トラック協会）

トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り，厚く御礼申し上げます。

トラック運送業界では運転手不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能を滞らせないためには，トラック運転手の長時間労働を前提とした働き方を改め、コンプライアンスを確保できる環境整備が求められます。

そのためには，荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や，運転手が荷主との契約に定めのない荷役作業を強いられるといったことを発生させないことが重要であり，荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ，「貨物自動車運送事業法」が改正され，本年７月１日から，①荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務が新設され，②荷主への勧告制度が拡充され，③トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等が可能となりました。

また，「貨物自動車運送事業輸送安全規則」も改正され，本年６月 15 日から，トラック運送事業者は中型（車両総重量８トン以上または最大積載荷重５トン）以上のトラックの乗務について，乗務記録に従来から義務付けされていた荷主の都合による荷待ち時間に加えて今回新たに荷役作業や貨物の荷造りや仕分などの附帯業務の内容や時間等を記載することが義務づけられました。

つきましては，物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて，今般の改正事項の趣旨についてご理解いただき，傘下会員への周知等にご協力を賜わたくお願い申し上げます。

＜問合せ先＞
（リーフレットや制度改正について）
○ 国土交通省　北陸信越運輸局　石川運輸支局　輸送・監査部門　℡：076-208-6000
○ 厚生労働省　石川労働局　労働基準部　監督課　℡：076-265-4423
○ 一般社団法人石川県トラック協会　℡：076-239-2511

トラック運送事業者と荷主の適正取引に向けた広報事業実施報告について

国土交通省

1　概　　要　改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分の施行に伴い、トラック運送事業者と荷主の適正取引に向けたテレビCMを放送した。

2　放送期間　令和元年12月23日（月）～ 令和2年1月31日（金）
※　主に６：00～8：00・20：00～24：00 の時間帯（計195回）

3　放 送 局　地上波3局（北陸放送、北陸朝日放送、石川テレビ）

4　内　　容　「異常気象時など安全な運行の確保が困難な状況で、運行を強要する行為の禁止」

5　その他　併せて、平成30年11月より放送した「付帯作業に対する料金の支払いに関するCM」及び「労働時間短縮に関するCM」を放送した。

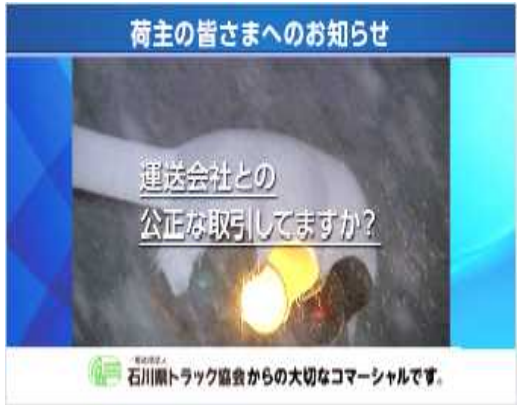

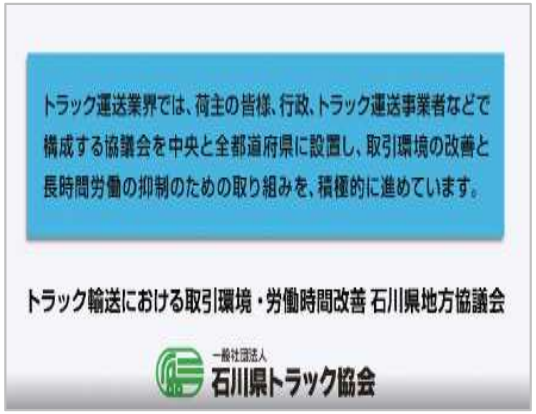

（CM内容）

『荷主の皆様、運送会社との公正な取引していますか？』

『例えば、異常気象時など、安全な運行が困難な状況で、運行を強要するような場合』

『これらの行為は、法令違反となる恐れがあります。』

トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取組

厚生労働省　労働基準局
労働条件政策課

１．令和元年度予算事業　トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業　P.2

２．令和２年度概算要求について　P.6

１．令和元年度予算事業　トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

（１）荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

平成30年度に策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーを、全国47都道府県で各１回以上、全50回実施する。

（２）トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを９月６日に開設。荷主及び運送事業者向けに、「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック」を再整備した web上の自己診断ツールについて、今後追加予定。

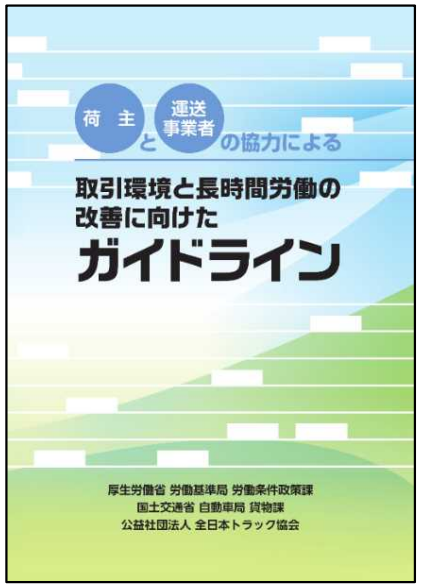

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

平成２８年度及び２９年度に各都道府県で実施したパイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見や、荷主とトラック事業者の協力による取組を紹介。

荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック

荷主と運送事業者がトラック運転者の労働時間削減に取り組む際の“手掛かり”を整理したハンドブック。チェックシートに答えることによって、取り組むべき課題を明らかにする。

（１）荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を
荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナー

○目的

厚生労働省と国土交通省が協力して、トラック運転者の労働時間短縮のために荷主企業とトラック運送事業者が具体的に取り組む事項の解説などを行い、荷主企業とトラック運送事業者の双方に役立つノウハウを提供。

○概要

セミナーは東京・大阪・福岡において各２回、それ以外の道府県においては各１回開催。事前申込制で、参加無料。「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」からオンラインでの申し込みが可能。

○セミナープログラム

・「荷主団体等の挨拶」及び「トラック運送事業者団体等の挨拶」

各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会（地方協議会）」の委員のうち、荷主団体等およびトラック運送事業者団体等の委員による挨拶を依頼。地方協議会の活動との連携を図ることにより、広く荷主及びトラック運送事業者の参加を得ることを狙う。

・荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明（委託先業者：株式会社富士通総研）

ガイドラインの内容に沿って、「トラック運転者の労働時間短縮の進め方」と「対応策」について分かり易く説明。

・「ホワイト物流」推進運動について（国土交通省　地方運輸局（運輸支局））

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とした「ホワイト物流」推進運動について説明。

・改正労働基準法のポイントについて（厚生労働省　都道府県労働局（労働基準監督署））

時間外労働の上限規制については、2024年４月１日から自動車運転の業務にも適用されることとなるため、労働基準法の改正内容について、ポイントを絞って説明。

＜周知用リーフレットのイメージ＞

（１）荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

開催スケジュール（都道府県順）　東京・大阪・福岡は各２回、それ以外の道府県は各１回開催

No.	ブロック	都道府県	日程	時間	会場名称	部屋名	住所
1	北海道	北海道	2019/10/15 火	13:00～16:00	北海道トラック総合研修センター	4階大会議室	北海道札幌市中央区南９条西１丁目１－１０
2	東北	青森県	2020/01/30 木	13:00～16:00	青森県トラック協会研修センター	2階大研修室	青森県青森市大字荒川字品川111-3
3	東北	岩手県	2019/12/16 月	13:00～16:00	マリオス(盛岡地域交流センター)	18階188会議室	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
4	東北	宮城県	2020/02/19 水	13:00～16:00	トークネットホール仙台(仙台市民会館)	B1階展示室	宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園４－１
5	東北	秋田県	2020/01/14 火	13:00～16:00	秋田市文化会館	大会議室	秋田県秋田市山王七丁目3番1号
6	東北	山形県	2020/01/23 木	13:00～16:00	山形県トラック協会	第１・２会議室	山形県天童市蔵増1465-16
7	東北	福島県	2020/02/18 火	13:00～16:00	福島県トラック協会　県中研修センター	大研修室	福島県郡山市喜久田町卸三丁目5番地
8	関東	茨城県	2019/10/21 月	13:00～16:00	ザ･ヒロサワ･シティ会館（茨城県立県民文化センター）	小ホール	茨城県水戸市千波町東久保697番地
9	関東	栃木県	2020/01/31 金	13:00～16:00	栃木県トラック協会	本館2階研修室	栃木県宇都宮市八千代1-5-12
10	関東	群馬県	2019/11/19 火	13:00～16:00	群馬県トラック協会	大研修室	群馬県前橋市野中町595
11	関東	埼玉県	2019/12/09 月	13:00～16:00	埼玉会館	3C会議室	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4
12	関東	千葉県	2019/11/08 金	13:00～16:00	千葉県トラック総合会館	研修室	千葉県千葉市美浜区新港212-10
13	関東	東京都(1)	2020/01/20 月	13:00～16:00	株式会社富士通総研	5階大会議室	東京都港区海岸1-16-1　ニューピア竹芝サウスタワー5階
14	関東	東京都(2)	2020/02/07 金	13:00～16:00	株式会社富士通総研	5階大会議室	東京都港区海岸1-16-1　ニューピア竹芝サウスタワー5階
15	関東	神奈川県	2019/10/30 水	13:00～16:00	神奈川県トラック協会	7階大研修室	神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1　神奈川県トラック総合会館
16	北陸信越	新潟県	2019/11/21 木	13:00～16:00	新潟県トラック協会	大研修室	新潟県新潟市新光町6-4
17	北陸信越	富山県	2019/12/19 木	13:00～16:00	富山県トラック会館	3階研修室	富山県富山市婦中町島本郷１番地５
18	北陸信越	石川県	2019/12/18 水	13:00～16:00	石川県地場産業振興センター	研修室5	石川県金沢市鞍月2丁目1番地
19	中部	福井県	2019/10/17 木	13:00～16:00	福井県産業会館	本館展示場	福井県下六条町103番地
20	関東	山梨県	2020/01/24 金	13:00～16:00	山梨県地場産業センター	大会議室	山梨県甲府市東光寺３-１３-２５
21	北陸信越	長野県	2020/02/04 火	13:00～16:00	長野県トラック会館	研修ホール	長野県長野市南長池710-3
22	中部	岐阜県	2019/11/18 月	13:00～16:00	ワークプラザ岐阜	大ホール	岐阜県岐阜市鶴舞町2-6-7
23	中部	静岡県	2020/03/09 月	13:00～16:00	静岡県トラック協会	大会議室	静岡県静岡市駿河区池田126-4
24	中部	愛知県	2020/02/20 木	13:00～16:00	ウインクあいち	1202号室	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38
25	中部	三重県	2020/02/10 月	13:00～16:00	津センターパレス	ホール	三重県津市大門７番１５号
26	近畿	滋賀県	2019/10/23 水	13:00～16:00	滋賀県トラック協会	大ホール	滋賀県守山市木浜町2298番地の4
27	近畿	京都府	2019/11/26 火	13:00～16:00	京都自動車会館	7,8会議室	京都府京都市伏見区竹田向代町５１－５
28	近畿	大阪府(1)	2019/12/11 水	13:00～16:00	大阪府トラック協会	会議室	大阪府大阪市城東区鴫野西2-11-2
29	近畿	大阪府(2)	2020/01/15 水	13:00～16:00	岸和田市立浪切ホール	小ホール	大阪府岸和田市港緑町1-1
30	近畿	兵庫県	2019/12/10 火	13:00～16:00	神戸市産業振興センター	会議室901	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号（神戸ハーバーランド内）
31	近畿	奈良県	2019/11/27 水	13:00～16:00	奈良県トラック会館	第2会議室	奈良県大和郡山市額田部北町981-6
32	近畿	和歌山県	2019/11/06 水	13:00～16:00	和歌山ビッグ愛	展示ホール	和歌山県和歌山市手平2丁目1-2
33	中国	鳥取県	2020/02/27 木	13:00～16:00	鳥取県立倉吉未来中心	セミナールーム３	鳥取県倉吉市駄経寺町212-5（倉吉パークスクエア内）
34	中国	島根県	2020/02/26 水	13:00～16:00	島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）	大会議室501	島根県松江市学園南１丁目２－１
35	中国	岡山県	2020/01/17 金	13:00～16:00	岡山商工会議所	大会議室101,102	岡山県岡山市北区厚生町３－１－１５
36	中国	広島県	2020/03/16 月	13:00～16:00	広島県トラック総合会館	大研修室	広島県広島市東区光町二丁目1-18
37	中国	山口県	2020/03/17 火	13:00～16:00	山口南総合センター	多目的ホール	山口県山口市名田島１２１８番地１
38	四国	徳島県	2019/11/25 月	13:00～16:00	アスティとくしま（徳島県立産業観光交流センター）	第2特別会議室	徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1
39	四国	香川県	2019/12/13 金	13:00～16:00	サンメッセ香川	ホールB	香川県高松市林町2217-1
40	四国	愛媛県	2020/02/21 金	13:00～16:00	愛媛県トラック協会	大会議室1	愛媛県松山市井門町1081-1
41	四国	高知県	2019/12/06 金	13:00～16:00	高知県立県民文化ホール	第6多目的室	高知県高知市本町４丁目３－３０
42	九州	福岡県(1)	2019/11/14 木	13:00～16:00	福岡県トラック総合会館	402会議室	福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-8
43	九州	福岡県(2)	2020/01/28 火	13:00～16:00	ウェルとばた	多目的ホール	福岡県北九州市戸畑区汐井町1番6号
44	九州	佐賀県	2019/10/29 火	13:00～16:00	佐賀県トラック協会　研修会館	大会議室	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号
45	九州	長崎県	2019/10/28 月	13:00～16:00	長崎県勤労福祉会館	講堂	長崎県長崎市桜町9-6
46	九州	熊本県	2019/12/03 火	13:00～16:00	くまもと県民交流会館	会議室１	熊本県熊本市中央区手取本町8番9号　テトリアくまもとビル
47	九州	大分県	2020/01/21 火	13:00～16:00	大分県トラック協会	大会議室	大分県大分市向原西1丁目1-27
48	九州	宮崎県	2020/02/06 木	13:00～16:00	宮崎市民プラザ	大会議室	宮崎県宮崎市橘通西１丁目１番２号
49	九州	鹿児島県	2019/10/31 木	13:00～16:00	かごしま県民交流センター	大研修室　第4	鹿児島県鹿児島市山下町14-50
50	九州	沖縄県	2019/11/12 火	13:00～16:00	九州沖縄トラック研修会館	第1研修室	沖縄県那覇市港町2丁目5番23号

（２）トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト

○主なコンテンツ

国民向け

トラック運転者の仕事を知るための情報や、トラック運転者の長時間労働改善のために「できること」や「やって欲しいこと」に関する情報などを提供。今後、トラック運転者の１日の仕事の様子を撮影した動画などを追加予定。

企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供。今後、荷主企業やトラック運送事業者が貨物運送の現状に関するチェックシートに回答することにより、自社の取り組むべき課題を抽出できるweb診断ツールを追加予定。

セミナー情報、申し込み

トラック運転者の労働時間短縮の進め方のノウハウを広く荷主企業やトラック運送事業者に周知するセミナーについて、各都道府県における開催日時や会場等の情報を提供。同ページにおいて、セミナー参加申し込みが可能。

「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト（国土交通省）との連携

深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的として、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動についての情報を提供。

<ポータルサイト　トップ画面のイメージ>

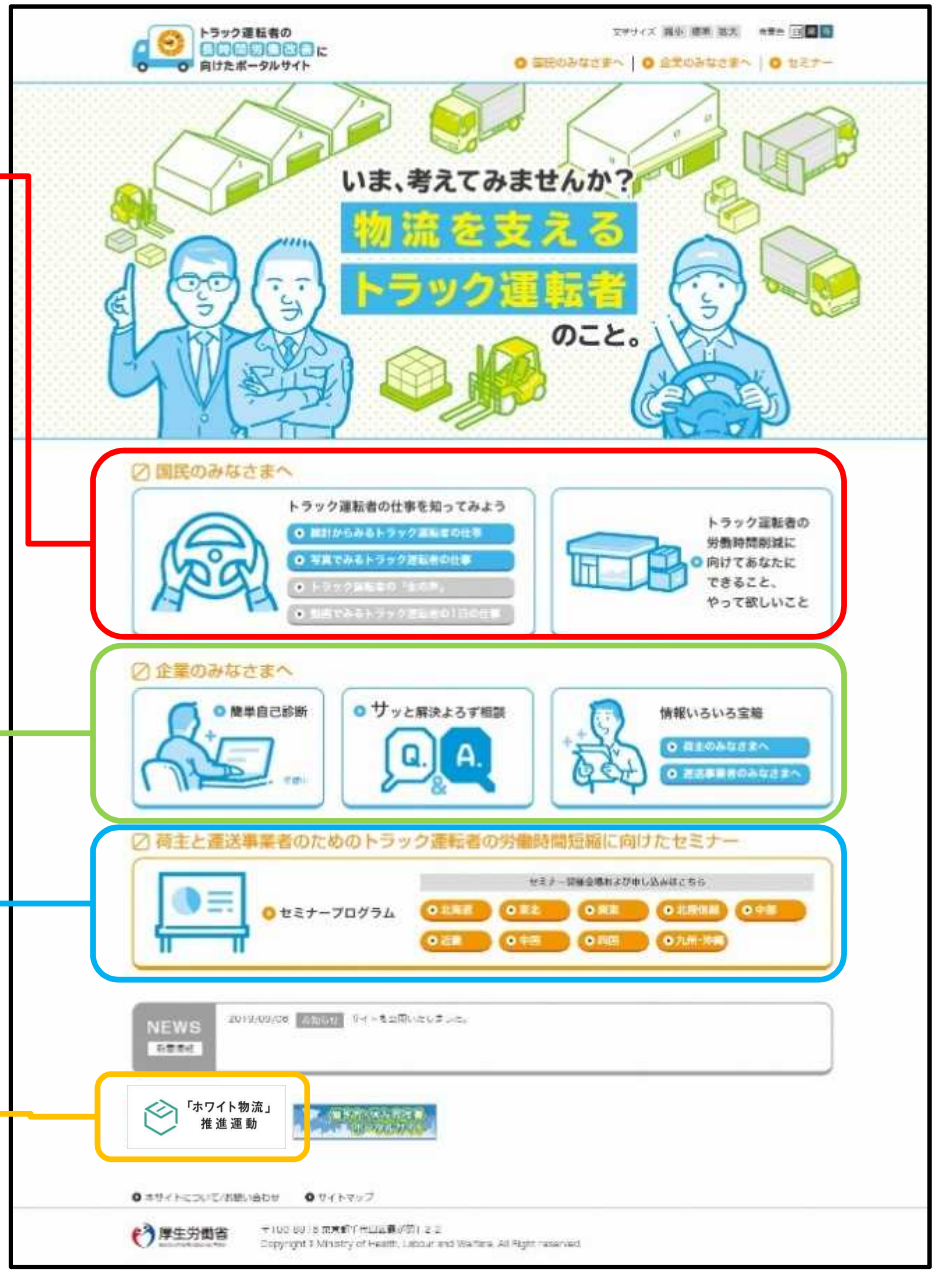

２．令和２年度概算要求について

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

概算要求額　1.5億円

■ トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・拡充

荷主に向けた自動車運転者の労働時間短縮のための周知用動画の掲載等、順次拡充。

■ 自動車運転者の労働時間に係る実態把握（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）

トラック運転者と同様に長時間労働の実態があるバス、ハイヤー・タクシー運転者を含む自動車運転者の労働時間の改善に向け、まずはその労働時間に係る実態把握を実施。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

概算要求額　91億円

■ 働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- ○ 窓口相談の実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- ○ 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- ○ 各地域の商工会議所・商工会・中小企業中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣

などの、技術的な相談支援を行う。

令和　２年　３月２５日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
委　員　各　位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会事務局
（石川労働局・石川運輸支局・（一社）石川県トラック協会）

「第９回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」
にかかる書面審議について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は国土交通行政及び厚生労働行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、件名の第９回協議会につきましては、新型コロナウィルス感染予防の観点等から、先日、書面による開催をご連絡させていただいたところです。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮でございますが、下記審議事項につきまして、添付の資料等をご確認いただき、別紙「書面回答書」にご意見等の必要事項をご記入のうえ、令和２年４月１３日（月）までに、同封の返信用封筒をご利用によりご回報いただければと存じます。

敬具

記

審議事項

（１）委員の選任について　【資料１参照】

（２）石川県地方協議会において課題検討する「加工食品物流」について、また「ホワイト物流推進運動」について　【資料２参照】

（３）石川県地方協議会において実施した荷主等に対する周知活動、要請行動などについて　【資料３参照】

連絡先（担当）
〒９２０－８２１３　金沢市直江東１丁目１番
北陸信越運輸局石川運輸支局 輸送・監査部門
電話：０７６－２０８－６０００
（⇒ その後「1」をプッシュ）

令和　２年　　月　　日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
座　長　　近 藤　修 司　殿
（トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
事務局（石川運輸支局輸送・監査部門内）　宛）

書 面 回 答 書

【第９回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会】

〇　第９回協議会における書面審議について、下記のとおり回答します。

（１）委員の選任について　　（　同意　・　不同意　）　　【いずれかに〇をお願いします】

（２）石川県地方協議会において課題検討する「加工食品物流」について、また「ホワイト物流推進運動」などについて（意見ほか）　　【下欄に記入をお願いします】

（３）石川県地方協議会において実施した荷主等に対する周知活動、要請行動などについて（意見ほか）　　【下欄に記入をお願いします】

《　（２）（３）意見記入欄　》

委員氏名：

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時下における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

⚠ 異常気象時における措置の目安 ⚠

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安※
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	**輸送を中止することも検討するべき**
	50mm/h以上	**車の運転は危険**	**輸送することは適切ではない**
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	**輸送を中止することも検討するべき**
	30m/s以上	**走行中のトラックが横転する**	**輸送することは適切ではない**
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※　輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達　　※この目安は令和２年２月28日現在。

国土交通省　公益社団法人 全日本トラック協会　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

無理な輸送を強要されたら… ▶▶▶ 荷主勧告制度

出典：国土交通省

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

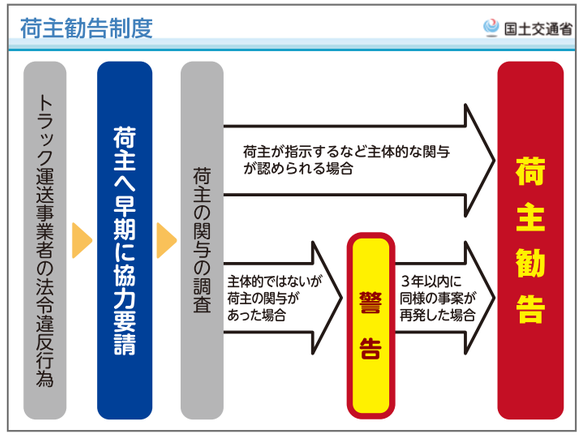

こんなときは情報提供を！！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第１条の２に規定する違反原因行為に該当しうる荷主の行為の例として、「輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法１　ＱＲコードを読み取り！

方法２　ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集　検索

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。
これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、こちらへ情報をお寄せください。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

クリックすると投稿画面が開きます

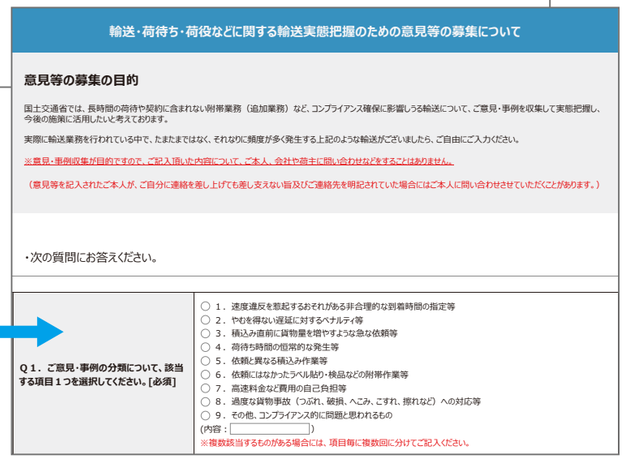

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等の募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待や契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送について、ご意見・事例を収集して実態把握し、今後の施策に活用したいと考えております。

実際に輸送業務を行われている中で、たまたまではなく、それなりに頻度が多く発生する上記のような輸送がございましたら、ご自由にご入力ください。

※意見・事例収集が目的ですので、ご記入頂いた内容について、ご本人、会社や荷主に問い合わせなどをすることはありません。

（意見等を記入されたご本人が、ご自分に連絡を差し上げても差し支えない旨及びご連絡先を明記されていた場合にはご本人に問い合わせさせていただくことがあります。）

・次の質問にお答えください。

Ｑ１．ご意見・事例の分類について、該当する項目１つを選択してください。[必須]

○ １．速度違反を惹起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等
○ ２．やむを得ない遅延に対するペナルティ等
○ ３．積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等
○ ４．荷待ち時間の恒常的な発生等
○ ５．依頼と異なる積込み作業等
○ ６．依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等
○ ７．高速料金など費用の自己負担等
○ ８．過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど）への対応等
○ ９．その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの
(内容：　　)
※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

国土交通省適正取引相談窓口

国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836

異常気象時における気象情報等の入手先（例）

※以下の情報サイトは全日本トラック協会が調べた令和２年１月末日現在の情報です。

トラック運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否判断を行うこととなりますが、その際、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の正確な気象情報等の入手先は極めて重要です。

ここに掲げた異常気象時における気象情報等の入手先（例）などを活用し、事業用トラックの横転事故等が発生しないよう輸送の可否判断に万全を期しましょう。

気象情報

※QRコードの位置は誤認識を防ぐ為の配置となっています。

天気予報	気象庁　天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/yoho/	気象庁　週間天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/week/
降雨時	気象庁　アメダス　降水量 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=0	tenki.jp　豪雨レーダー https://tenki.jp/map/
暴風時	気象庁　アメダス　風速 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=1	YAHOO天気・災害 風予測 https://weather.yahoo.co.jp/weather/wind/
降雪時	気象庁　現在の雪 https://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/snow/jp/	気象庁　アメダス　積雪深 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/?elementCode=4
視界不良（濃霧・風雪等）時	気象庁 気象警報・注意報　濃霧 https://www.jma.go.jp/jp/warn/000_20.html	CPS-IIPリスクウォッチャー 濃霧注意報 - 気象警報マップ http://agora.ex.nii.ac.jp/cps/weather/warning-map/20/
警報発表時	気象庁　気象警報･注意報 https://www.jma.go.jp/jp/warn/	tenki.jp 警報・注意報 https://tenki.jp/bousai/warn/
ライブカメラ映像	国土交通省　各地方整備局の取組 全国のライブカメラ https://www.mlit.go.jp/road/bosai/LIVEcamera.html	（公財）日本道路交通情報センター http://www.jartic.or.jp/jartic_web/info/snowfall2014_.html

お使いのスマートフォンやパソコンによって画面の表示が異なることがあります。
また、QRコードの読み取りソフトによってサイトまでの表示手順が異なることがあります。

各情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

出典：気象庁

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル５に相当します。**何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況**となっています。**命を守るための最善の行動**をとってください。	警戒レベル５相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報※1	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。災害が想定されている区域等では、**自治体からの避難勧告の発令に留意**するとともに、**避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を用いて自ら避難の判断**をしてください。	警戒レベル４相当
大雨警報（土砂災害）※2 洪水警報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※3）	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当します。災害が想定されている区域等では、**自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意**するとともに、**危険度分布等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断**をしてください。	警戒レベル３相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※3）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２です。**ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認**してください。	警戒レベル２

※１　暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。
※２　夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当します。
※３　警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

道路管理者が提供する道路情報

※道路通行規制基準：事前通行規制区間、冠水想定箇所等
※交通規制・道路気象：道路に関する規制情報やお天気情報、路面情報

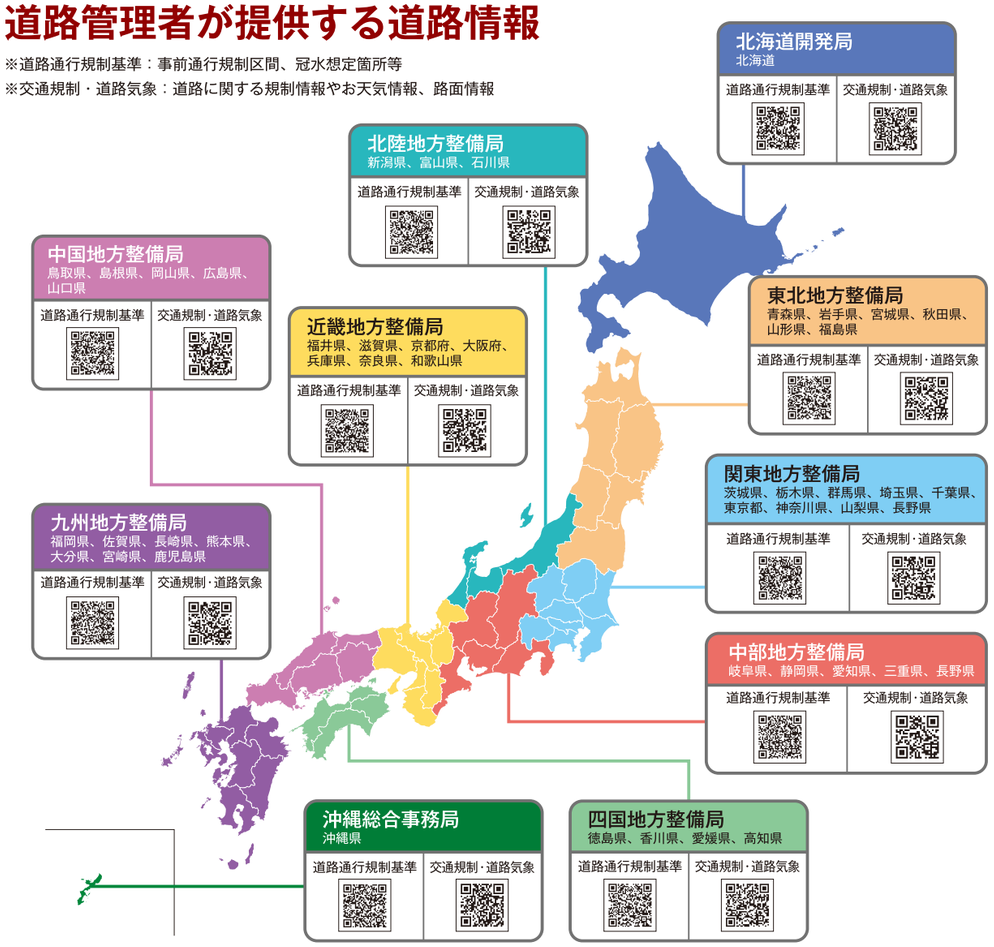

道路・交通情報

通行止め	国土交通省 ハザードマップポータルサイト https://disaportal.gsi.go.jp/	（公財）日本道路交通情報センター 高速道路や一般道路の通行止め、渋滞、冬用タイヤ必要等の情報 http://www.jartic.or.jp/
渋滞情報	ドラとら https://www.drivetraffic.jp/	
雪道情報	国土交通省 冬の道路情報 雪みち情報リンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/fuyumichi.html	国土交通省北陸雪害対策技術センター おしえて！雪ナビ http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/yukinavi/
異常気象時の運転注意点	国土交通省　冬の道路情報 雪みちの運転テクニックに関するリンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/drive.html	JAF 台風・大雨時のクルマに関する注意点 https://jaf.or.jp/common/attention/flood

高速道路情報

異常気象時の高速道路影響予測

国の「緊急情報」や、「特別警報」が発令されるようなときには、高速道路各社と気象予測会社が連携して注意喚起の広報が行われるサイトです。なお、平常時は「災害情報はありません」と表示されております。

https://weathernews.jp/v/road/

全国高速道路交通情報（リアルタイムな渋滞規制情報）

※一部のサイトでは都市高速道路、一般道路の情報も含みます。

（公財）日本道路交通情報センター http://www.jartic.or.jp/	アイハイウェイ（中日本） https://www.c-ihighway.jp/pcsite/
ドラぷら https://www.driveplaza.com/	アイハイウェイ（西日本） https://ihighway.jp/pcsite/

異常気象時における通行止めの可能性は各サイトのニュースリリースをご覧ください。

NEXCO東日本
https://www.e-nexco.co.jp

NEXCO中日本
https://www.c-nexco.co.jp

NEXCO西日本
https://www.w-nexco.co.jp

首都高速道路（株）
https://www.shutoko.co.jp/

阪神高速道路（株）
https://www.hanshin-exp.co.jp/company/

本州四国連絡高速道路（株）
https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

同時発表：北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和２年２月２７日
総合政策局運輸審議会審理室

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する諮問及び公聴会の開催決定について

運輸審議会は標記事案について、今後答申に向けて複数回の審議を行うとともに、令和２年４月２日に東京都で公聴会を開催することを決定しました。

標記事案について、令和２年２月２６日付で国土交通大臣から運輸審議会に諮問がありました。**資料１**

運輸審議会は、標記事案を審議するに当たり公述人のさまざまな意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第２３条の規定に基づき職権で令和２年４月２日に公聴会を開催することを決定し、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。**資料２**

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は令和２年３月２５日に改めてプレスリリース致します。

※運輸審議会は国家行政組織法第８条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会ＨＰにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]
総合政策局運輸審議会審理室　大沢、青木
（直　通）03-5253-8810（ＦＡＸ）03-5253-1676

[標準的な運賃の告示に関する問合せ先]
自動車局貨物課　柳瀬、足利
（代　表）03-5253-8111（内線 41333）
（直　通）03-5253-8575（ＦＡＸ）03-5253-1637

資料１

○国土交通省告示第１７５号

運輸審議会一般規則（昭和２７年運輸省令第８号）第１５条第１項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和２年２月２７日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

事案番号	令２第６００１号
事案の種類	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示
事案の内容	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について、下記のとおり定める。

Ⅰ　距離制運賃表

北海道運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130

九州運輸局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

沖縄総合事務局

（単位：円）

車種別 キロ程	小型車 （2t クラス）	中型車 （4t クラス）	大型車 （10t クラス）	トレーラー （20t クラス）
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200km を超えて 10km を増すごとに加算する金額	1,410	1,640	2,220	2,890

Ⅱ　時間制運賃表

種別			車種別 局別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
基礎額	８時間制	基礎走行キロ小型車は100km小型車以外のもの130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	４時間制	基礎走行キロ小型車は50km小型車以外のもの60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
			中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、１時間を増すごとに（４時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510

	から起算した時間により加算額を計算する。）	中国	3,020	3,160	3,390	4,000
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ　運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	２割

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離	２割

Ⅳ　待機時間料

車種別 / 時間	小型車（2t クラス）	中型車（4t クラス）	大型車（10t クラス）	トレーラー（20t クラス）
30 分を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

Ⅴ　積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

Ⅵ　実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ　燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

Ⅷ　その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

資料２

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する公聴会の開催について

令和２年２月２６日付で国土交通大臣から諮問された標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

１．日時・場所

日時：令和２年４月２日（木）　午後１時から

場所：中央合同庁舎第４号館　４階　共用４０８会議室

（東京都千代田区霞が関３－１－１）

２．事案の要旨

事 案 番 号：令２第６００１号

事案の種類：一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示

事案の内容：資料１参照

３．開催内容（予定）

・申請者からの申請事案の内容の説明

・公述人による公述

・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は令和２年３月２５日（水）にプレスリリース致します。

４．公述・傍聴の人数

・公述人　１０人以内（１人１５分以内）

・傍聴人　６０人以内

５．公述の申出

（１）公述しようとする方は、公述申込書（５．（２）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格Ａ４用紙を使用してください。）各１部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和２年３月１２日（木）正午　必着

宛先：〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関３－１－１

中央合同庁舎第４号館３階　国土交通省運輸審議会

（２）公述申込書は、別紙様式例の裏面の注意事項をよくお読みになり、別紙様式例に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び所在地

並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

（３）公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

（４）議事の整理上、公述人の人数は、１０人以内とし、また、１人の公述時間は１５分以内とします。公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和２年３月２５日（水）午後２時から運輸審議会公聴会のホームページ（http://www.mlit.go.j p/page/unyu00_hy_000041.html）に掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局の掲示板に掲示します。

（５）公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

６．傍聴の申込み

（１）傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、期限までに以下宛先までお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

期限：令和２年３月１２日（木）正午　必着

宛先：〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関３－１－１

中央合同庁舎第４号館３階　国土交通省運輸審議会

（２）傍聴人の人数は６０人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。

（３）傍聴券は、令和２年３月２５日（水）に発送します。

７．申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和２年２月２７日（木）から、公述申込書及び公述書等に係る文書については、令和２年３月１３日（金）からそれぞれ運輸審議会公聴会のホームページで公開するとともに、令和２年４月１日（水）まで（土曜日及び日曜日を除き毎日午前１０時から午後５時まで）、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局にて閲覧に供します。

８．公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

９．取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については令和２年３月２５日（水）にプレスリリース致します。

10. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（０３－５２５３－８８１０）にお問い合わせください。

別紙様式例

令和２年　月　日

運輸審議会
　　会長　　原田　尚志　殿

公　述　申　込　書

運輸審議会一般規則第３５条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

１　公述しようとする事案

事 案 番 号	令２第６００１号
事案の種類	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示

２　公述しようとする者　*※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照*

（ふりがな）	
氏　　名	
（郵便番号）	〒
住　　所	
職　　業	
年　　令	歳

３　事案に対する賛否　*※いずれかに○を付けて下さい*

賛成　　・　　反対

４　利害関係を説明する事項　*※利害関係人のみ記入（注意事項③参照）*

５　自宅、勤務先等の連絡先電話番号

公述申込みにあたっての注意事項

①　公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格Ａ４用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限　令和２年３月１２日（木）正午　必着

宛先　〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関３－１－１
中央合同庁舎第４号館３階　国土交通省運輸審議会

②　法人・団体等を代表して公述する場合には、「２　公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「５　自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。

③　「４　利害関係を説明する事項」は運輸審議会一般規則第５条の各号のいずれかに該当する利害関係人のみ記入してください。

〇運輸審議会一般規則（昭和２７年運輸省令第８号）　（抄）
（利害関係人）
第５条　国土交通省設置法（平成１１年法律第１００号。以下「法」という。）第２３条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
二　事案において、行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第４号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
三　事案の申請者と競争の関係にある者
四　料率の変更を請求した者
四の二　臨港地区の区域の案の変更を請求した者
五　港湾管理者の設立に関する調停を受ける者
六　前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

④　公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和２年３月１３日（金）午前１０時から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局にて閲覧に供します。

⑤　公述人の人数は、１０人以内とし、１人の公述時間は１５分以内とします。公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和２年３月２５日（水）午後２時から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局の掲示板に掲示します。

令和2年春、引越をご検討のお客様!

分散引越にご協力をおねがいします!

例年、3、4、9、10 月の時期は引越のご依頼が集中します。特に 3 月から 4 月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越しのためにも、混雑時期を外したお引越しをご検討下さいますようご理解・ご協力をお願い致します。

2020 年引越混雑予想カレンダー

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

特に混み合うことが予想されます

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4			
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

特に混み合うことが予想されます

特に混雑が予想されます　混雑が予想されます　やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します

国土交通省　JTA 公益社団法人 全日本トラック協会　都道府県トラック協会

引越安心マーク

引越事業者選びで悩んだら、このマーク

人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心で納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成 26 年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

引越のルール 1 しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。

引越のルール 2 きちんと見積り

下見に基づいた運賃･料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。

引越のルール 3 確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。

引越のルール 4 お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。

引越安心マーク

「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。
下見・見積り・確かな作業など、“引越のルール”を守る事業者であることのしるしです。

詳しくは… 引越安心マーク

国税庁、農林水産省、経済産業省、
中小企業庁　同時発表

令和元年７月２６日
自動車局貨物課

飲料配送中に貨物が毀損した場合の取扱いの明確化へ！
～「飲料配送研究会報告書」等の公表～

国土交通省、国税庁、農林水産省、経済産業省及び中小企業庁は、飲料配送の関係者や法律の専門家等を構成員とする「飲料配送研究会」を設置し、本年２月から飲料配送に係る貨物の毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について議論を重ね、このたび、「飲料配送研究会報告書」をとりまとめました。あわせて、飲料配送中に貨物が毀損した場合の標準貨物自動車運送約款の適用細則を定めました。

飲料については、配送中に荷崩れ等が発生した場合、炭酸漏れ等の貨物の毀損状況が外観から判断しづらい面があり、こうした飲料の特性から、貨物に毀損が生じた場合、毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について、荷送人又は荷受人と運送事業者との間でトラブルとなるケースが発生しています。

これらは、飲料配送に関わる関係者間で、毀損範囲の決定や廃棄の費用負担等に関して、法律や標準貨物自動車運送約款を踏まえてどう処理すべきかについて、十分に共有等がされていなかったことに起因する面も大きいと考えられます。

このため、今般、飲料メーカー、飲料配送関係者、関係省庁及び法律の専門家により検討が行われ、荷崩れ等に際しての処理に関して、法律や標準貨物自動車運送約款がどのように運用されるべきかについて、「飲料配送研究会報告書」としてとりまとめられました。（概要は別紙参照。全文は国土交通省ホームページをご覧ください。）

あわせて、飲料配送中に貨物が毀損した場合において、標準貨物自動車運送約款に従うとどのように処理すべきか、同約款の適用細則を定めました。（詳細は国土交通省ホームページをご覧ください。）

今後、飲料配送における貨物の毀損等が発生した場合には、本報告書等に沿った処理がなされるよう、関係省庁等と連携して飲料配送の関係事業者に周知を行います。

【参考】
- ○　飲料配送研究会報告書：http://www.mlit.go.jp/common/001300834.pdf
- ○　飲料配送中に発生した貨物の毀損等に関する取扱いについて（適用細則）：http://www.mlit.go.jp/common/001300843.pdf

【問い合わせ先】
自動車局貨物課　山浦、長沢
TEL：03-5253-8111（内線 41332）　直通：03-5253-8575
FAX：03-5253-1637

飲料配送研究会報告書の概要について

別紙

国税庁　農林水産省　経済産業省
中小企業庁　国土交通省

1　経緯

○　飲料については、配送中の事故や急ブレーキ、路面環境などにより荷崩れ等が発生した場合、炭酸漏れ等の商品の毀損状況が外観から判断しづらい場合があり、毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について、運送事業者と荷送人又は荷受人との間でトラブルとなるケースが発生。一方の当事者の納得が十分得られない形での処理がなされるケースもある。

○　これは、これまで、飲料配送に関する関係者間で毀損範囲の決定に関する考え方、廃棄の費用負担に関する基準等について、現場の実態に即した具体的なルールが十分に整理・共有されていなかったことによる。

○　このため、飲料配送関係者、関係省庁及び法律の専門家も交えて検討を行い、飲料配送に係る契約締結時や毀損等が生じた際の現場での判断における基本的な考えを示すものとして「飲料配送研究会報告書」をとりまとめた。

○ご協力をいただいた企業、団体様　等〔順不同、敬称略〕

運送業関係者	鴻池運輸㈱、鈴与㈱、日本ロジテム㈱、日本通運㈱、置田運輸㈱、㈱鳥羽運送、川崎陸送㈱
清涼飲料メーカー関係者	コカ・コーラボトラーズジャパン㈱、サントリー食品インターナショナル㈱
アルコール飲料メーカー関係者	アサヒビール㈱、キリングループロジスティクス㈱
卸売業関係者	三菱食品㈱
小売業関係者	イオングローバルＳＣＭ㈱
関係団体	（公社）全日本トラック協会、（一社）全国清涼飲料連合会、ビール酒造組合
法律専門家	饗庭　靖之（弁護士）、野尻　俊明（流通経済大学学長）
学識経験者	加藤　孝治（日本大学大学院教授）
関係省庁等	国税庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省、公正取引委員会

国税庁　農林水産省　経済産業省
中小企業庁　国土交通省

2　報告書の概要

（1）　包装資材（段ボール）の扱い

・商品である中身が毀損していなければ、包装資材に傷や汚れがあっても、輸送・保管等に支障をきたす場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することは許容されるべき。

内部製品や段ボール機能・外観上問題ないため出荷

出荷可（胴膨れ）

出荷可（皺）

（2）　貨物の毀損範囲の判断

・包装資材の外観等から毀損範囲を推定する場合は、飲料メーカーにおいて合理性のある判断基準を作成して予め運送事業者との間で共有し、それに従って毀損範囲を決定（報告書では判断基準例を提示）。
・判断基準が作成・共有されていない場合は、必ず運送事業者と協議の上、毀損範囲を決定。

（3）　廃棄の費用負担に関する基準

・毀損に伴う損害賠償の対象範囲は、実際に毀損している商品。
・一方、上記（2）のように、包装資材の外観等から毀損範囲を推定する場合は、予め共有された判断基準によって推定される毀損範囲を損害賠償の対象範囲とする方法もとりうる。
・民法（422条）や判例から、運送事業者が貨物の全額を賠償した場合、運送事業者が貨物の所有権を取得する。
・ブランド信用力の維持等の観点から毀損貨物を運送事業者に引き渡さない場合は、飲料メーカーがその所有権を得てから行うこととし、具体的には、①飲料メーカーが運送事業者から相当程度に減額された金額で買い戻す又は②そもそも運送事業者が賠償する価額を相応に減額された金額とする。また、これを契約で明文化する。
この場合において、廃棄処理等を飲料メーカーが行う場合は、廃棄費用は飲料メーカーが負担。

（4）　相談窓口の設置と問題事例への対応

・飲料団体及び運送団体は、相談窓口を整備。
・今後も定期的に本研究会を開催し、問題事例を協議。

（5）　その他

・運送事業者に運送以外の役務を依頼する場合は、追加の料金として明確化する必要がある。
・荷送人がより質の高い運送を求める場合は、付加的な輸送対価として明確化する必要がある。

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業では**ドライバー不足が深刻化**しており、**我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするため**には、**ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要**があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、**荷主の理解と協力が必要不可欠**です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

■ 改正事項

令和元年7月1日から施行

①荷主の配慮義務が新設されました

●荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

②荷主への勧告制度が拡充されました

●荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
●荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

（令和５年度末までの時限措置）

●国土交通大臣は、**「違反原因行為」※（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）**をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める**「働きかけ」**を行います。
●荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、**「要請」**や**「勧告・公表」**を行います。
●トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、**「公正取引委員会に通知」**します。

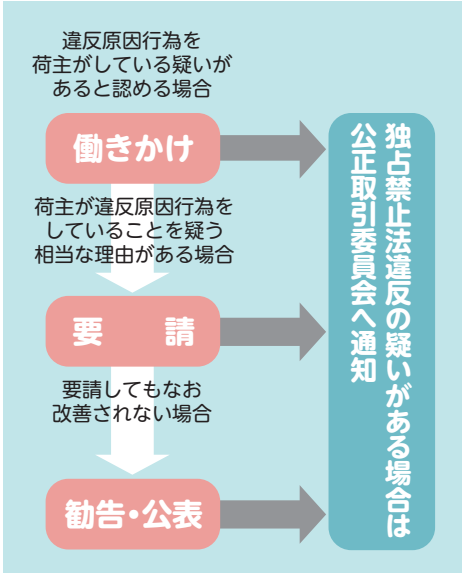

※違反原因行為の例

荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ

適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒最高速度違反を招くおそれ

積込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒過積載運行を招くおそれ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

農林水産省

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

トラック運転者はピーク時より減少

道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移

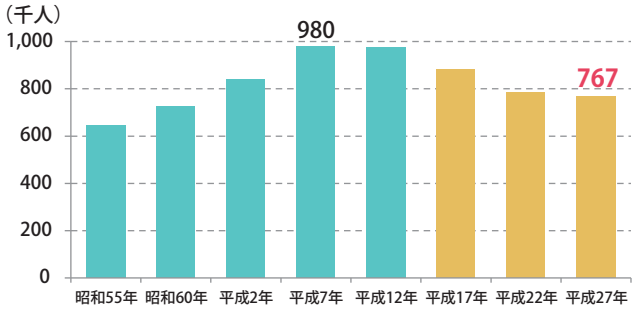

（出典）国勢調査を基に作成

トラック運転者は高齢化

道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業者数構成比比較

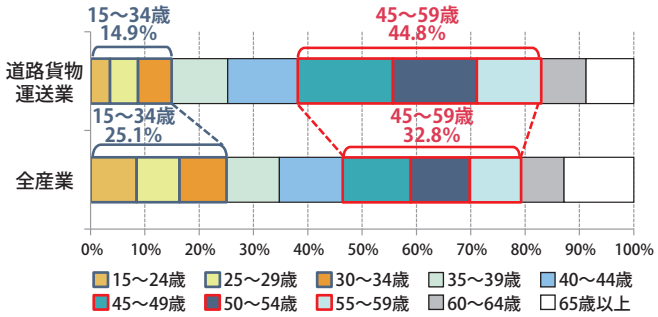

（出典）労働力調査（平成 30 年 12 月）より作成

長時間の荷待ち・荷役作業が発生

1 運行あたりの平均拘束時間とその内訳

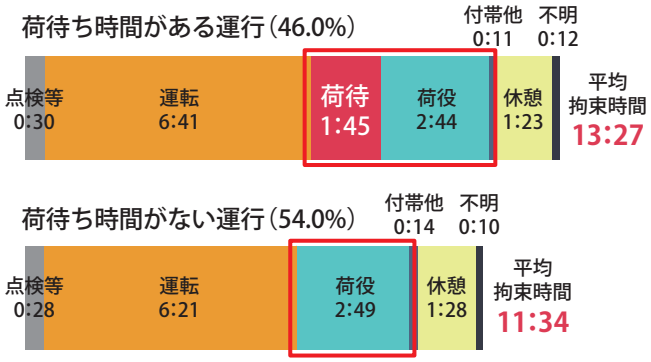

（出典）トラック輸送状況の実態調査（平成 27 年）

2 時間を超える荷待ちが約3割

1 運行あたりの荷待ち時間

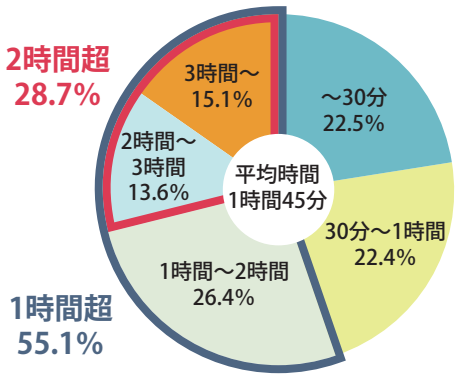

（出典）トラック輸送状況の実態調査（平成 27 年）

トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の労働時間のルールを守らせる必要があり、違反した場合は処分を受けることになります

● **労働時間のルール「改善基準告示」** 厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間（始業から終業までの時間）	・1 日　原則 13 時間以内 最大 16 時間以内（15 時間超えは 1 週間 2 回以内） ・1 か月　293 時間以内
休息期間（勤務と次の勤務の間の自由な時間）	・継続 8 時間以上
運転時間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP（https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html）をご覧ください。